

施設使用料の見直し（案）の修正一覧

修正箇所			修正前	修正後 (修正は下線部)	修正理由
No.	頁	項目等			
1	4	Ⅲ施設使用料		使用料改定の考え方を追記 (裏面参照)	より丁寧な説明を追記
2	4	(2)使用料の原価 ア 集会施設の使用料原価	区民集会所 (11 所)	区民集会所 (11 所、 <u>下高井戸を除く</u>)	より適切な記述に修正
3	5	(2)使用料の原価 イ 体育施設の使用料原価	上井草スポーツセンター、体育館 (5 所)、運動場 (12 所)、プール (屋内 2 所、屋外 2 所) のフルコスト	<u>各施設 (算定の基礎にした施設は下表のとおり)</u> のフルコスト	より適切な記述に修正
4	6	ア 集会施設	ホールにおける午後の使用料を基準とした午前の割引と夜間の割増し、 _____ 部屋の形状等が利用の妨げとなる可能性がある部屋など、	ホールにおける午後の使用料を基準とした午前の割引と夜間の割増し、 <u>宴会室や音楽室等の、特殊な仕様の部屋</u> 、部屋の形状等が利用の妨げとなる可能性がある部屋など	より適切な記述に修正
5	資料(1)	久我山会館	控室 (集会使用)	控室	利用方法により使用料が変わらないため、適切な記述に修正
6	資料(1)	浜田山会館 ホール (土日祝) 夜間	改定使用料計算額 16,358 円 負担割合適用改定使用料計算額 8,179 円 改定使用料 8,100 円	改定使用料計算額 <u>32,716 円</u> 負担割合適用改定使用料計算額 <u>16,358 円</u> 改定使用料 <u>16,000 円</u>	誤記による修正
7	資料(7)	永福和泉地区 民センター 第 4 和室 延長使用料	負担割合適用改定使用料計算額 358 円 改定使用料 300 円	負担割合適用改定使用料計算額 <u>179 円</u> 改定使用料 <u>100 円</u>	誤記による修正
8	資料(13)	産業商工会館	展示場 (集会使用)	展示場	利用方法により使用料が変わらないため、適切な記述に修正
9	資料(13)	産業商工会館 現行使用料	展示場 午前 4,400 円 和室 午前 2,000 円 第 1 集会室 午前 1,900 円 第 2 集会室 午前 1,600 円	展示場 午前 <u>3,700 円</u> 和室 午前 <u>1,600 円</u> 第 1 集会室 午前 <u>1,500 円</u> 第 2 集会室 午前 <u>1,200 円</u>	誤記による修正
10	資料(14)	杉並会館 現行使用料	第 1 集会室 午前 1,800 円 第 2 集会室 午前 1,500 円 第 3 集会室 午前 2,200 円	第 1 集会室 午前 <u>1,200 円</u> 第 2 集会室 午前 <u>1,000 円</u> 第 3 集会室 午前 <u>1,500 円</u>	誤記による修正
11	資料(15) (16)	施設名	芸術会館	<u>杉並</u> 芸術会館	正式名称に修正
12	資料(16)	施設名	太田黒公園茶室	<u>大田</u> 黒公園茶室	誤記による修正
13	資料(18)	施設名	和田堀調節池底球場	和田堀調節池 <u>庭</u> 球場	誤記による修正
14	資料(27)	施設名	桜上水会議室	桜上水 <u>北</u> 会議室	誤記による修正

○施設使用料の見直し P4 追記内容

＜使用料改定の考え方（令和元年度）＞

- 1 適正な受益者負担を求めるといふ考え方に立ち、原則として施設に係るフルコストから「原価」を算出し、使用料を算定するものとする。但し、その「原価」についての考え方は次のとおりとした。
 - ① 同種機能をもつ施設の維持管理経費の合計額を
 - ② 使用可能な総時間で除し、
 - ③ 1時間当りの一平方メートル使用料単価から算出し、
 - ④ 満度に使用された時、初めて施設に係るフルコストを賄うことができる。
- 2 使用料の算定には、前記1で算出した原価に、施設の性質に応じて設定した受益者負担割合を乗じるものとする。
- 3 同種の施設（規模、機能などがほぼ等しい施設）を使用する場合は、使用料が同額となるよう、相互の均衡を図るものとする。
- 4 目的外使用など、前記1の方式により難い施設については、同種類施設の利用効果に着目し、その使用料に準じて算定するものとする。